

2020. 4.6

新型コロナウイルス感染症拡大防止における学生対応の基本方針

朝日大学健康管理センター長

- (1) 以下の項目に当てはまる学生は大学キャンパスへの立ち入りを禁止する。
 - ① 37.5度以上の発熱がある学生
 - ② 味覚及び嗅覚について異常がみられる学生
 - ③ 過去2週間以内に海外に渡航歴のある学生（帰国日から2週間を過ぎるまで）
 - ④ 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と認定された学生
- (2) 学内において、①あるいは②を含む体調不良の症状がある学生に対しては、直ちに帰宅させる。
- (3) 症状発症から4日間（発症日を含む）は登校を禁止する。
- (4) 発熱の場合、解熱後3日間は登校を禁止する。
- (5) 該当学生は必ず専用アドレス（下記に記載）に、氏名・所属（学部・学科）・学籍番号・症状を送信する。登校禁止期間中は、大学担当者にヘルスレポートの提出（症状の報告等）をする。
- (6) 4日以上症状が続く場合は大学担当者の指示に従い、所在地の保健所（帰国者・被害者相談センター）に連絡し、指示をうける。
- (7) 登校禁止期間内の授業欠席については、学生に不利益のないように対応する。

朝日大学新型コロナウイルス感染症対策本部 専用アドレス covid19@alice.asahi-u.ac.jp
--

以上